

第3期
敦賀市教育大綱

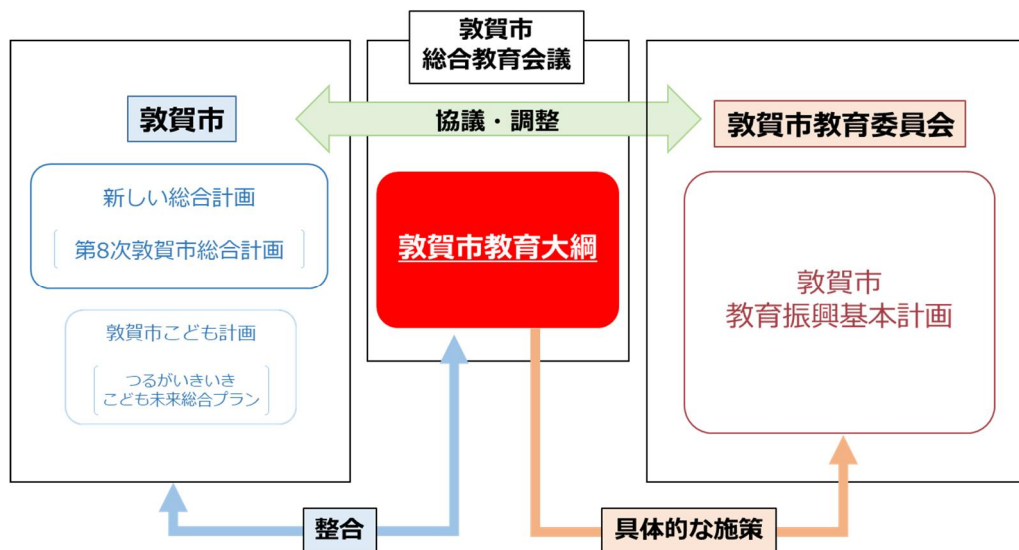
敦 賀 市

教育大綱について

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長が定める敦賀市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本的な方針です。

この方針に基づき、教育委員会は、講ずべき具体的な施策として敦賀市教育振興基本計画を策定します。

第3期敦賀市教育大綱が対象とする期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



※総合教育会議とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める市長と教育委員会が連携して、教育行政の推進を図ることを目的とした会議のことであり、市長と教育委員会で構成される。同法においては、教育大綱は総合教育会議において協議することとされている。

教育目標

地域に根ざした学びを基盤に、世界に目を向け、

多様な人々と共により良い未来を創造する人づくり

4つの基本方針

- 1 未来の敦賀や社会の創り手を育む教育の推進
- 2 安心して学べる場の充実
- 3 子どもたち・教職員双方にとって魅力的な学校づくりの推進
- 4 人、つながり、地域をつくる社会教育の推進

基本方針Ⅰ 未来の敦賀や社会の創り手を育む教育の推進

子どもたちが自らの可能性を信じ、未来を切り拓いていくためには、基盤となる確かな学力、豊かな人間性を身に付けるとともに、健やかな身体を育むことが不可欠です。これらに加え、探究的な学習をはじめとする様々な学びの機会を確保することによって、主体的に学ぶ力を育むことが重要となります。

自らの人生をふるさと敦賀の将来と結びつけながら、地域社会や異なる価値観を持つ人々との関わりの中で、他者を理解し、協働する力を身に付け、志を持って歩もうとすることで持続可能な社会の創り手としての資質を養います。

さらに、グローバル化が進む社会に対応するため、外国語教育の更なる充実と様々な文化、考え方についての理解を促進し、視野を広げ、多様性を尊重する教育を推進します。

基本施策 ① 子どもたちの今と未来を見据えた学びの深化

基本施策 ② 未来を切り拓いていくための資質・能力の育成

基本施策 ③ 健やかな心身の育成と地域連携

基本施策 ④ 外国語教育の推進と異文化理解の促進



異学年同士の交流



1人1台端末の活用



中池見で田植え体験



外国語指導助手(ALT)との
チーム・ティーチング

基本方針2 安心して学べる場の充実

子どもたちが安心して学びに向かうことのできる環境を整えることは、教育の根幹を支える重要な取組みです。

本市においても、様々な理由により不登校となる子どもの数が増加しています。スクールカウンセラー等の専門家及び医療・福祉分野等の関係機関との連携を強化するとともに、ICT機器の活用、教室とは別の居場所を創出する等して、多様な学習機会を保障します。

また、「いじめは絶対に許されない行為である」との認識のもと、教職員のみならず、子ども、家庭、地域、警察等の関係機関が一体となり、いじめ対策に取り組む体制づくりを推進します。

近年、頻発する災害への対応について、学校施設の安全性の向上や防災・衛生管理体制の充実を図り、子どもたちの安全・安心を確保します。

更に、すべての子どもたちが特性に応じた学びを深めていくために、障がいや外国籍など個々の教育ニーズに寄り添った学習支援を充実させ、個に応じた教育を進めます。

基本施策 ⑤ 安全で安心な教育環境の提供

基本施策 ⑥ 個々のニーズに合わせた学習支援の推進



学習室（ハートフル・スクール）



校内サポートルーム

通常学級

- ・授業方法や教材等を工夫したわかりやすい授業
- ・すべての子どもが過ごしやすい学習環境
- ・一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援 など

通級による指導

- ・普段は、通常学級において授業
- ・障がいに応じた特別の指導を特別の場で

特別支援学級

- ・知的障がい学級
- ・自閉症・情緒障がい学級
- ・言語障がい学級 など

特別支援学校

- ・視覚障がい
- ・聴覚障がい
- ・知的障がい
- ・肢体不自由
- ・病弱

特別支援教育での多様な「学びの場」

基本方針3 子どもたち・教職員双方にとって魅力的な学校づくりの推進

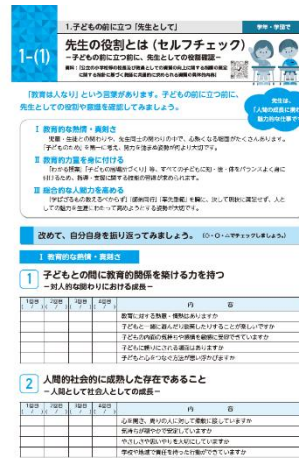
学校が子どもたちにとって魅力的な学びの場であると同時に、教職員にとって働きがいのある職場であることは、教育の質の向上に直結します。本市では、教育環境の整備と校務DX等の推進により、学びやすさと働きやすさの両立を図り、教職員の業務改善や支援体制の充実に取り組めます。

また、教師は自律的かつ継続的に学び続け、子どもの学びを支援する伴走者としての役割を果たさなければなりません。本市では教員の力量形成を支援するため、外部講師と連携する等、各教員の成長段階に対応し、計画的に研修を実施します。

基本施策 ⑦ 教育の質を高めるとともに安全で快適な教育環境の構築

基本施策 ⑧ 教職員一人ひとりを大切にする「働き方改革」の推進

基本施策 ⑨ 教職員の資質の向上～子どもの学びの伴走者として～



専門性向上に役立つ教師用教材（教育委員会作成）



教職員研修
グループワークの様子

基本方針4 人、つながり、地域をつくる社会教育の推進

激しい人口減少や少子高齢化、グローバル化やデジタル化の進展など、かつてない変革期を迎えています。一方、地域ではコミュニティの希薄化や少子高齢化等による地域教育力の低下、地区や団体活動の担い手不足といった課題が顕在化し、地域全体の活力である地域力が弱まっています。

コロナ禍を経て、多様化・複雑化する課題や社会の変化への対応が求められる中で、生涯学習・社会教育は個人の成長と地域社会の発展の双方において重要な意義と役割を持つものとして見直されており、地域に根差した生涯学習社会の実現が求められています。

持続可能な地域社会の形成に向けては、各種団体や企業、行政などとのネットワークを活かしながら個人の学びを支援するとともに、家庭教育支援や青少年の居場所づくり、自然体験等を通じたふるさと教育、若者参画の促進等による「人づくり（担い手づくり）」を推進します。また、人と人、団体と団体、学校や地域との連携による「つながりづくり」を進めるとともに、地域課題解決に向けた「地域づくり」に取り組むことで、地域力の向上を図ります。

基本施策 ⑩生涯にわたる豊かな学びの推進

基本施策 ⑪子どもたちが健やかに成長できる環境づくり

基本施策 ⑫快適で使いやすい学びの場の提供

基本施策 ⑬学校や地域とのつながりによる地域の活性化



自主学习教室文化祭「ホビフェス」



親子のフェスティバル



入学前の子育て講座



ふれあい教室（地区×学校）

令和8年3月31日

敦賀市長 米澤 光治